

福島第一原子力発電所 5号機バッテリー室空調機（第一種特定製品）からの冷媒の漏えいおよび法令点検の未実施について

< 参 考 資 料 >
2021年11月10日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

- 5号機バッテリー室内において換気を行うことを目的に、2002年以降、空調機を設置し継続的に使用していましたが、2020年9月に当該空調機が故障（※1）したことから、取り替え計画を策定のうえ、2021年10月22日に取り替え作業等を実施しました。
- 当該作業に伴い、当該空調機から冷媒の回収作業を行ったところ、冷媒の回収率は40%程度であったことから、冷媒が漏えいしていると判断し、10月25日に福島県へ報告しました。
- また、2015年4月にフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）が施行されたことを踏まえ、福島第一原子力発電所においては、同法の対象となる第一種特定製品（※2）について、対象機器リストを作成し管理を行うとともに同法に基づいた点検（※3）（以下「法令点検」）を実施しています。
- 当該空調機についても、第一種特定製品に該当しますが、対象機器リストへの登録がなされていないこと、ならびに同法施行以降、法令点検を実施していないことを11月4日に確認したことから、11月9日、福島県へ報告しました。
- 当該空調機から冷媒が漏えいした原因、ならびに第一種特定製品の対象機器リストから登録が漏れた原因について、今後速やかに原因究明を行い、再発防止対策を適切に講じてまいります。また、当該空調機以外に発電所内で使用している第一種特定製品について、対象機器リストへの反映有無、ならびに点検実施状況について、確認してまいります。

※1：故障以降、同室の換気は仮設ファンで実施

※2：冷媒にフロン類を使用している業務用空調機や冷凍冷蔵機

※3：3ヶ月に1回以上実施する簡易点検、機器の定格出力や種類に応じ1年に1回若しくは3年に1回以上実施する定期点検